

# 令和5年度から横浜市立高等学校で 通級による指導が始まります!

## Point 1

### 自校通級

(令和5年度~)

横浜総合高等学校で  
「自校通級」を行います。

令和5年度から横浜総合高等学校において、学校設定科目として「自立活動(仮称)」の講座を設定し、対象生徒に対して、特別の指導を行います。  
また、横浜総合高等学校を「通級による指導」の「拠点校」とします。

## Point 2

### 巡回による指導

(令和6年度~)

全市立高等学校へ  
「巡回による指導」を  
行います。

令和6年度から対象を全ての市立高等学校(※)の生徒に拡大し、「拠点校」の担当教員が、生徒の在籍校を巡回し、指導や支援を行います。

※横浜市立高等学校は、9校10課程及び別科があります。金沢高校・桜丘高校・戸塚高校・東高校・南高校・横浜サイエンスフロンティア高校・横浜商業高校・みなと総合高校・横浜総合高校・戸塚高校  
定時制・横浜商業高校別科

## Point 3

### 他校通級

(令和5年度~)

特別支援学校(盲・ろう)で  
「他校通級」を行います。

令和5年度から弱視、難聴、言語障害のある市立高等学校の生徒が、盲特別支援学校・ろう特別支援学校(他校)に通い、指導や相談を受けることができるようになります。

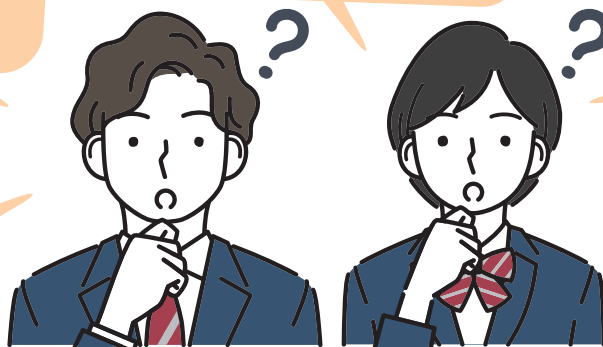
## 「通級による指導」ではこのような生徒を支援していきます!

友達とのコミュニケーションが  
うまく取れなくて悩んでいる

スケジュールが  
うまくできない

聞こえにくさや見えにくさを  
補う方法を知って、  
日常生活を過ごしやすくしたい

文字を読んだり  
書いたりすることの  
苦手さを改善したい



話しにくさを  
誰かに相談したい

### 「通級による指導」とは?

大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について、障害に応じた特別の指導を特別な場で受ける指導形態です。困難を感じている生徒一人ひとりに対応して個別の指導計画を作成し、障害による学習や生活の困難の改善・克服を目的として指導します。

# 横浜市立高等学校における「通級による指導」に関する

# Q&A



## どのような生徒が指導の対象となりますか？

横浜市立高等学校に在籍する生徒で、次に記載する障害等があり、生徒本人と保護者が「通級による指導」を希望し、かつ在籍校及び横浜市教育委員会に指導が必要であると認められた生徒とします。

- ①「自校通級」、「巡回による指導」:自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害
- ②「他校通級」:弱視、難聴、言語障害



## 横浜総合高等学校の「自校通級」ではどのような指導を想定していますか？

学校設定科目として「通級による指導」の内容の講座を設置します。内容は、情緒障害、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)等の障害による学習上又は生活上の困難を改善したり、克服したりするために「自立活動」の内容に相当する指導を行います。個々の障害等の状態に応じて個別の指導計画を作成し、「心理的な安定」「人間関係の形成」「コミュニケーション」「環境の把握」など、生徒一人ひとりに合わせた指導を行います。単なる各教科の遅れを補充するための指導は行いません。



## 市立高校生に対して行う弱視、難聴及び言語障害の「他校通級」ではどのような指導を想定していますか？

中学校段階までの通級指導教室や個別支援学級、特別支援学校で受けていた視覚障害、聴覚障害、言語障害に関する「自立活動」に相当する指導を継続します。盲・ろう特別支援学校の担当教員が指導にあたることで、学校生活上の困難さの解消をします。また、自己理解を深め、将来に向けた自己決定をしていくことができるよう支援します。



## 「通級による指導」によって、期待できることは何ですか？

「通級による」指導により、自己の特性を理解するとともに、学習上・生活上の困難について自分に合った対処法を知ることで、進学先や就職先で必要となる力や必要な支援や配慮を依頼する力をつけることが期待されます。

### お問い合わせ

- 自校通級・巡回による指導に関すること 横浜市教育委員会事務局学校教育企画部高校教育課 ☎045-671-3272
- 特別支援学校への他校通級に関すること 横浜市教育委員会事務局学校教育企画部特別支援教育課 ☎045-671-3958

### 学校所在地

- 横浜市立横浜総合高等学校 〒232-0061 横浜市南区大岡2丁目29-1
- 横浜市立盲特別支援学校 〒221-0005 横浜市神奈川区松見町1丁目26
- 横浜市立ろう特別支援学校 〒240-0067 横浜市保土ヶ谷区常盤台81-1